政府情報システムにおけるサポート終了等技術への対応に関する技術レポート

2021年（令和3年）8月31日

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室

|  |
| --- |
| 〔標準ガイドライン群ＩＤ〕  1005  〔キーワード〕  システムアーキテクチャ、プラットフォーム、ソフトウェア、ネットワーク、技術標準、サポート  〔概要〕  新たなサービスを実現しながら、安定かつ安全なサービス提供を実現するためには、ＩＴの技術環境の変化への適切な対応が必要となる。そのため、政府情報システムで汎用的に用いられているサポート終了等技術のリストを明確に示すとともに、サポート終了等技術から代替技術へ移行する際の留意点を示す技術レポート。 |

改定履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改定年月日 | 改定箇所 | 改定内容 |
| 2018年5月15日 | － | ・初版決定 |
| 2019年3月28日 | ２基本方針 | ・「2.2サポート終了等技術への対応」2).(3)の追加 |
| 別添 | ・サポート終了等技術リストに項目を追加  （SSL2.0及び3.0、TLS1.0及び1.1） |
| 2021年8月31日 | 別添 | ・IEのサポート終了期日を追加  ・サポート停止日等の表現修正 |
| ２基本方針 | ・ＣＩＯ補佐官、内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室の記述の現行化 |

目次

[目次 i](#_Toc513561397)

[１ はじめに 1](#_Toc513561398)

[１.１ 背景と目的 1](#_Toc513561399)

[１.２ 適用対象 1](#_Toc513561400)

[１.３ 位置づけ 1](#_Toc513561401)

[１.４ 用語 1](#_Toc513561402)

[２ 基本方針 2](#_Toc513561403)

[２.１ サポート終了等技術の選出基準及びサポート終了等技術リストの整備 2](#_Toc513561404)

[２.２ サポート終了等技術への対応 2](#_Toc513561405)

[1) 現行の情報システムがサポート終了等技術を採用している場合 3](#_Toc513561406)

[2) 情報システムを新規に整備し、又は更改する場合 3](#_Toc513561407)

[２.３ 要件定義 3](#_Toc513561408)

[３ サポート終了等技術の共有と維持 4](#_Toc513561409)

[別紙　附則 5](#_Toc513561410)

[１ 施行期日 5](#_Toc513561411)

# はじめに

## 背景と目的

近年、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の各領域で新たな技術が登場し、これらを活用した、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウド等の技術・サービスが発展しつつあります。

現在、政府情報システムは、汎用技術の組合せによって構築されており、こうしたＩＴの環境の変化に対応していく必要があります。一方、技術ライフサイクルは、競合サービスによる競争、サイバー攻撃自体の手法の高度化への対策等によって、短期化しており、長期間にわたって安定的に技術を利用することが、必ずしも容易でなくなってきています。

このため、本文書は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえ、各府省が、投資対効果の高い情報システムの整備及び管理を実現し、投資バランスの取れた情報セキュリティ対策を実施するため、汎用的に用いられている技術ライフサイクルが終了するサポート終了等の技術について、技術的な対応等を、技術レポートとして取りまとめたものです。

## 適用対象

本文書の適用対象は、標準ガイドラインが適用されるサービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理に関する事項です。

## 位置付け

本文書は、標準ガイドライン群の一つとして位置付けられます。

## 用語

本文書において使用する用語は、表１-1及び本文書に別段の定めがある場合を除くほか、標準ガイドライン群用語集の例によります。その他専門的な用語については、民間の用語定義を参照してください。

表 １‑1　用語の定義

| 用語 | 意味 |
| --- | --- |
| 技術ライフサイクル | 特定の技術における、技術の登場から、アップデート及びバージョンアップによる品質等の向上を経て、最終的なサポートの停止までの過程のこと。 |
| サポート | 情報システムを構成する各種技術において、技術的な瑕疵、情報セキュリティ上の脆弱性等に関する問合せに対応し、これらの問題解決、品質向上等のために技術の改善を行うこと。 |
| サポート終了等技術 | 情報システムを構成する各種の技術において、技術のライフサイクルが終了、又は終了を予定している技術のこと。 |

# 基本方針

政府情報システムは、ＩＴの環境変化に応じて、更改又は保守において、サポート終了等技術から脱却し、代替技術候補への移行を行うことが必要になります。

このため、情報システム部門は、以下のとおり、サポート終了等技術の対応をすることが求められます。

## サポート終了等技術の選出基準及びサポート終了等技術リストの整備

サポート終了等技術について、技術ライフサイクルの終了として認識すべきサポート終了等技術には、以下のものが考えられます。特に、政府情報システムにおいて広範囲に用いられており、政府統一的に対応する必要がある技術については、その代替技術候補等の対応策も含め、別添「サポート終了等技術リスト」に追加します。

(1) 標準化団体が、新しい代替技術への移行を推奨する技術

(2) 製品提供企業が、サポート終了を表明した技術、新しい代替技術への移行を推奨する技術、又は新たな投資を行わない技術

(3) オープンソースコミュニティが、サポート終了を表明した技術、又は新しい代替技術への移行を推奨する技術

(4) Webブラウザ等、汎用製品が、当該技術を非対応とする技術

(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、技術ライフサイクルが終了する可能性が高まった技術

## サポート終了等技術への対応

これらのサポート終了等技術への対応としては、現行の情報システムが採用している場合と情報システムを新規に整備し、又は更改する場合で、対応が分かれます。

### 現行の情報システムがサポート終了等技術を採用している場合

現行の情報システムがサポート終了等技術を採用している場合には、サポート終了等技術を継続利用するリスクが高いことから、当該技術の保守をアプリケーション保守事業者等が適切に行えない場合には、当該技術の利用を停止することが求められます。

なお、現行の情報システムにおいてサポート終了等が発生しないよう、アプリケーション保守事業者等に任せるだけでなく、情報資産台帳に記載されている情報システムを構成する技術の動向を普段から把握する必要があります。

### 情報システムを新規に整備し、又は更改する場合

将来のサポート終了等に備え、情報システムを新規に整備し、又は更改する場合には、要件定義段階（可能であれば予算要求段階）から、サポート終了等技術の採用の可否を検討することが求められます。その際、ＩＴの動向を踏まえつつ、目的に応じて、最適な技術を選択する必要があり、特に、別添の技術リストに掲げる代替技術候補への移行が求められます。もし、諸般の事情によりサポート終了等技術を採用せざるを得ない場合には、安定かつ安全なサービス提供ができなくなるおそれもあることから、デジタル統括アドバイザー等に相談することが求められます。

なお、サポート終了等技術から代替技術候補への移行を行う場合においては、以下の事項を考慮しながら進めていきます。

(1) 代替技術候補の選択に当たっては、移行後において、長期かつ安定に利用できるものを選択すること。

(2) 代替技術候補への移行を検討する際には、国民の利便性や政府内の業務効率を極力損なうことなく、かつ、移行に伴い過剰なコストが発生しないよう、移行要件、移行方式、移行スケジュールなどの移行計画を検討すること。

(3) システムの更改は、採用技術を見直す好機であり、別添の技術リストに掲げる代替技術候補への移行を積極的に検討すること。

## 要件定義

２.２を実現するためには、要件定義書において、サポート終了等技術を用いないことをあらかじめ定めておくことが効率的であることから、「標準ガイドライン第３編第５章２．１)ウh)中立性に関する事項」において、採用を除外する技術又は製品として、指定することが合理的であると考えられます。

〔要件定義の記述例〕

・　提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダーの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとすること。ただし、デジタル庁が示す最新の「サポート終了等技術リスト」に記載された技術及びその他当該情報システムの次期更改予定までにサポート終了等の予定がある技術は用いないこと。

# サポート終了等技術の共有と維持

政府情報システムを技術ライフサイクルに応じて適切に整備していくためには、要件定義、設計・開発及び運用並びに保守を具体的に実施する者等、多くのステークホルダが、サポート終了等技術や代替技術候補等の情報を共有する必要があります。

このため、政府情報システムで利用しているサポート終了等技術は、デジタル・ガバメント技術検討会議の議論を経た上で、サポート終了等技術リストとして共有するとともに、最新のＩＴ動向や技術ライフサイクルの状況を踏まえて、定期的に最新化し、継続的に管理していきます。

別紙　附則

附則（平成30年5月15日内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室決定）

# 施行期日

本文書は、決定の日から施行します。

附則（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室改定）

# 施行期日

本文書は、改定の日から施行します。

附則（令和3年8月31日内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室改定）

# 施行期日

本文書は、改定の日から施行します。